

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2019

3

MARCH

No.292

特別展「国宝 東寺―空海と仏像曼荼羅」は、東京国立博物館 平成館で3月26日（火）より開催される



とぼつびしゃもんてんりけぞう
国宝 兜跋毘沙門天立像
中国 唐時代・8世紀 東寺蔵

岩田めい達の医事放談

求められている「高齢者にとっての幸せとは何か」という観点

医療構造改革の今日的課題²⁶

転換期を迎えた医薬分業

医療保障政策研究21

トレンディ・レポート

何故今、支払基金改革か？ 厚労省、支払基金
都道府県支部を廃止し、ガバナンスを強化

医療変革期の病院経営戦略²⁵

バイオシミラーの現状と課題

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

今月のKEYPERSON

「学校保健は、外部の関係機関や専門家を交えてあるべき姿が模索されるべき」

和田勝行氏 日本医師会総合政策研究機構主任研究員

特集

第一八回医療フォーラム「どうする、日本の医療」レポート^①
強力なインセンティブによるハードアプローチを提唱する印南氏
日医・横倉会長は「社会保障を政争の具にしてはならない」と強調

徹底解説・医療経営ゼミナール

第81回 平成31年度税制改正(医療版)

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田茂

＜図1＞

地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度 (医療機器に係る特別償却の拡充・見直し) (前掲後、法人税)

1. 大綱の概要

- 「医療は全業種の中で最も長期的な投資が必要である」とことに対応し、地域における医療の確保を促進するため、医療・介護事業の設備投資に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。
- 【対象設備】 診療機器が、事業用に設置された医療機関等（診療センター・診療部）の下に設置された診療機器（診療機器）及び、ソフトウェア（ソフトウェア）の取得（ソフトウェア）の取得。
- 【対象設備】 診療機器の取得（ソフトウェア）の取得。

2. 制度の内容

① 医療及び介護事業の働き方改革の推進 (拡充)

- 「医療は全業種の中で最も長期的な投資が必要である」とことに対応し、地域における医療の確保を促進するため、医療・介護事業の設備投資に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。
- 【対象設備】 診療機器が、事業用に設置された医療機関等（診療センター・診療部）の下に設置された診療機器（診療機器）及び、ソフトウェア（ソフトウェア）の取得（ソフトウェア）の取得。
- 【対象設備】 診療機器の取得（ソフトウェア）の取得。

② 地域医療提供体制の確保のための医療機器等の確保 (拡充)

- 地域医療提供体制の確保のため、医療機関等が地域医療提供体制の確保に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。
- 【対象設備】 診療機器が、事業用に設置された医療機関等（診療センター・診療部）の下に設置された診療機器（診療機器）及び、ソフトウェア（ソフトウェア）の取得（ソフトウェア）の取得。
- 【対象設備】 診療機器の取得（ソフトウェア）の取得。

③ 医療機器等の効率的な配置の促進 (拡充)

- 医療機器等の効率的な配置の促進に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。
- 【対象設備】 診療機器が、事業用に設置された医療機関等（診療センター・診療部）の下に設置された診療機器（診療機器）及び、ソフトウェア（ソフトウェア）の取得（ソフトウェア）の取得。
- 【対象設備】 診療機器の取得（ソフトウェア）の取得。

○個人病院・診療所の事業承継
個人病院・診療所の事業承継がしやすくなる。後継者が事業を引き継ぐ際に土地や建物、医療機器にかかる贈与税などの支払いを全額猶予する新たな税優遇制度が設けられた(図2参照)。地方を中心に中小零細企業経営者の高齢化が深刻ななか、税負担を理由とした廃業を防ぐもので、対象となるのは個人病院・診療所のほか、地方の旅館や工場、酒蔵などの個人事業主である。

従来からの制度では、被相続人の事業を承継する時の税制上の優遇措置では土地については優遇措置が受

＜図2＞

(2-1) 個人事業承継税制の創設 (相続税・贈与税)

● 今年度、事業承継税制が技術的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加した。

● 個人事業主についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業主の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人事業承継税制」を創設する。

改正概要

① 多様な事業用資産が対象
事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象
○土地・建物(土地は400㎡、建物は300㎡まで)
○機械・器具・備品
(例) 工作機械・パソコン・診療機器等
○車両・運搬具
○生物(乳牛等、単胎等)
○無形財産(特許権等)

② 相続税だけでなく贈与税も対象
生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の前全額(100%)が納税猶予
後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置
平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1: 制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づき認定が必要
②平成31年度から5年以内、予め承継計画を提出することが必要

注2: 既存の事業用小規模宅地特例との選択制

けられるものの、建物や機械装置などの減価償却資産については特例措置がなく相続税等を納税することとなっていた。

新しい制度では10年間の時限措置として不動産や器具備品にかかる相続税・贈与税の支払いを全額猶予する。具体的には土地は400㎡、建物は800㎡までが対象となり、医療機器も対象となる。

○社会医療法人等の認定要件の見直し
社会医療法人・特定医療法人・認定医療法人の「社会保険診療等に係

＜図3＞

障害福祉サービスに係る、社会医療法人等の認定要件(収入要件)の見直し (法人税、法人事業税)

1. 大綱の概要

- 関係法令の改正により社会医療法人制度における認定要件について見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等とし、非課税等の特例措置を受けられることとする。
- 特定の医療法人の法人税率の特例について、承認要件の見直しを講ずる。
- 関係法令の改正を前に、医療法人の移行計画の認定要件の見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医療機関に係る相続税・贈与税の特例措置等を適用する。

2. 制度の内容

- 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人(以下「社会医療法人等」という。)は、各種の税制上の優遇を受けながら、公益的業務を行うことが認められている。
- その認定要件の一つとして、社会医療法人等は、「社会保険診療収入等」の事業収入が、全収入の100%を超えなければならない。
- 「社会保険診療収入等」の内容に新たに障害福祉サービス収入が追加される。

図3: 社会医療法人等の収入要件(収入要件)の見直し

改正前: 社会保険診療収入等(診療収入)が全収入の100%を超えなければならない。

改正後: 社会保険診療収入等(診療収入)が全収入の80%を超えなければならない。障害福祉サービス収入が全収入の20%を超えなければならない。

る収入金額の合計額が全収入金額の八〇%を超えること」の要件における社会保険診療等の範囲に、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき障害福祉サービスに係る収入金額が加えられ、範囲が拡大された(図3参照)。

(注) 障害福祉サービス
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入

書を提出する法人・個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をした場合には、その取得価額の八%の特別償却ができることになった(図1参照)。

(注1) 「構想適合病院用建物等」
医療法の構想区域等内において取得等をする病院用または診療所用の建物およびその附属設備のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、その地域医療構想調整会議における協議による方針に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増減に資するものであること等につき都道府県の確認を受けたものをいう。

① 既存の病院用または診療所用の建物およびその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

② 改修により既存の病院用または診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床数が増加する場合のその改修によるものであること。

(注2) 「取得等」とは、取得または建設をいい、改修のための工事による取得または建設を含むものとし、「改修」とは、増築、改築、修繕または模様替えをいう。

○ふるさと納税制度の見直し
ふるさと納税は、自治体に寄付した金額について自己負担額の二〇〇〇円を除いた全額が所得税や住民税から控除される制度である。自己負担二〇〇〇円で特産品がもらえるお得な制度として急速に広まった。しかし現状は、「あの自治体を応援したいからふるさと納税する」ではなく、もはや「あの返礼品がほしいからふるさと納税する」という状態になっていることもある。その返礼品がその自治体とまったく関係のないものであったり、換金性の高いものだったり、いろいろな問題が取りざたされていた。そこで、今回、以下のように改正された。

① ふるさと納税の適用対象自治体は総務大臣が指定する。

② 返礼品の返戻割合は三〇%以下とする。

③ 返礼品はその自治体の地場産品とする。

④ 平成三十一年六月一日以降の寄付金について適用される。指定外の自治体に寄付はできるが税務上の特例を受けられない。

① 更新投資をする場合には、既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受けるものとする。

② 新增設をする場合には、同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県の確認を受けられるものとする。

③ 右記①または②の確認等を受けなければならない。

○地域医療構想の実現に係る特別償却制度
地域医療構想実現のための病床の再編等に係る措置として、青色申告

い場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認を受けるものとする。

○医師および医療従事者の働き方改革に関する特別償却制度
青色申告書を提出する法人・個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、勤務時間短縮用設備のうち取得価額等が三〇万円以上のものの取得等をした場合には、その取得価額の一五%の特別償却ができることになった(図1参照)。

(注) 「勤務時間短縮用設備」 器具備品(医療用機器を含む)およびソフトウェアのうち、その法人の医師勤務時間短縮計画(医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて作成する医師の勤務時間を短縮するための計画で、そのセンター長および都道府県による医師の勤務時間の短縮に資するものである旨の確認を受けたものに限る)に基づき取得等をするものをいう。

所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助をいう。

○ふるさと納税制度の見直し
ふるさと納税は、自治体に寄付した金額について自己負担額の二〇〇〇円を除いた全額が所得税や住民税から控除される制度である。自己負担二〇〇〇円で特産品がもらえるお得な制度として急速に広まった。しかし現状は、「あの自治体を応援したいからふるさと納税する」ではなく、もはや「あの返礼品がほしいからふるさと納税する」という状態になっていることもある。その返礼品がその自治体とまったく関係のないものであったり、換金性の高いものだったり、いろいろな問題が取りざたされていた。そこで、今回、以下のように改正された。

① ふるさと納税の適用対象自治体は総務大臣が指定する。

② 返礼品の返戻割合は三〇%以下とする。

③ 返礼品はその自治体の地場産品とする。

④ 平成三十一年六月一日以降の寄付金について適用される。指定外の自治体に寄付はできるが税務上の特例を受けられない。

昨年一二月に自由民主党・公明党から出された平成三十一年度与党税制改正大綱は、一言で表わすと、「消費税増税対策の住宅・車向け減税」である。

このうち、医療に関係する改正内容を紹介したい。

また、最後には、消費税率改定、自動車関連税制、住宅税制のほかに、平成三十一年から開始するものにもふれている。

○高額な医療用機器の特別償却制度
医療法の構想区域内の配置の効率化または共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器(病院用のCTおよびMRI)について配置効率化等を促すため、都道府県の確認制度を設けるとともに、対象機器の見直しを行ったうえで、その適用期限が平成三十三年三月三十一日まで二年延長された(図1参照)。

再編等に係る措置として、青色申告

○地域医療構想の実現に係る特別償却制度
地域医療構想実現のための病床の再編等に係る措置として、青色申告

書を提出する法人・個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をした場合には、その取得価額の八%の特別償却ができることになった(図1参照)。

(注1) 「構想適合病院用建物等」
医療法の構想区域等内において取得等をする病院用または診療所用の建物およびその附属設備のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、その地域医療構想調整会議における協議による方針に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増減に資するものであること等につき都道府県の確認を受けたものをいう。

① 既存の病院用または診療所用の建物およびその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

② 改修により既存の病院用または診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床数が増加する場合のその改修によるものであること。

(注2) 「取得等」とは、取得または建設をいい、改修のための工事による取得または建設を含むものとし、「改修」とは、増築、改築、修繕または模様替えをいう。